



これまで児童福祉施設の基準は省令により全国一律の基準が定められていた。

## 地域主権一括法の制定

- 第一次一括法(平成23年5月2日公布)
  - 第二次一括法(平成23年8月30日公布)
- 【施行期日】  
地方自治体の条例や体制整備が必要なもの  
⇒平成24年4月1日(一部は平成25年4月1日)

従うべき基準を除き、施設の設備や運営等に関する基準を県の条例で定められるようになり、本県の特性や実情を条例に反映することが可能となった。

H25.4.1 までに  
条例を制定

## 本県の『独自基準』を検討

本県を取り巻く状況を踏まえた対応

各施設や事業の実情等を踏まえた対応

## 本県を取り巻く状況を踏まえた各施設共通の統一基準

## 各施設の特性に応じた対応

### 「災害」への対応

知事が別に定める防災対策の指針等に基づき、各施設等が「防災対策マニュアル」を策定し、必要に応じた点検・見直しを実施

併せて、職員や利用者にわかりやすく掲示

乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型障害児発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援施設

### 「暴力団」の排除

県民の安全で安心な生活の確保等のため、児童福祉施設から暴力団を排除する。

助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型障害児発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援施設

### 「地産地消」の推進

各施設等は、県内で生産された農林水産物やこれらを県内で加工した食品を積極的に使用するよう努める。

乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設、福祉型児童発達支援センター、医療型障害児発達支援センター、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援施設

### 保育所基準の確保

「認定こども園」である保育所についての特例を認めず、保育所の基準を確保する

◆認定こども園である保育所  
・職員配置

◆特例幼保連携保育所  
(既存の幼稚園が幼保連携型認定こども園に移行するため設置する認可保育所)

- ①保育室又は遊戯室の面積
- ②屋外遊戯場の面積
- ③職員の資格

※「高知県認定こども園条例」と同じ基準